

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 市に所在する工務店に勤務していたが、実家の母に毎月の給与を送金し、その中から母が申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたため、当該期間の保険料が未納とされていることに納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 52 年 3 月 25 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は同年 3 月頃に加入手続を行ったと推認でき、同時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は 12 か月と短期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、自身の申立期間に係る保険料を納付済みであることから、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年1月まで
② 平成11年11月及び同年12月
③ 平成12年5月
④ 平成13年10月から14年4月まで
⑤ 平成14年6月

私は、申立期間①について、最寄りの銀行で国民年金保険料を納付し、申立期間②から⑤までについて、平成11年頃から自宅へ集金に来ていたA市役所の集金人に保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する家計簿には、「年金」として、平成8年2月26日に11,700円を、同年3月26日に23,400円を支出した旨の記載があり、当該金額は、それぞれ平成7年度の1か月分及び2か月分の国民年金保険料額と一致する。

また、i) 当該家計簿に記載された平成6年12月から7年10月までの期間及び8年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料に係る保険料納付日及び保険料額は、オンライン記録とほぼ符合すること、ii) 同年2月及び同年3月の保険料については、申立人が所持する社会保険事務所（当時）の国民年金保険料納付期間訂正通知書により、過年度納付されており、当該納付金額は申立期間①当時の定額保険料の2か月分と一致していることが確認できることから、前述の家計簿の記載は、申立期間①の保険料を納付したものであると考えられる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、平成11年以降はA市役所の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、A市は、「集金人は、現年度の国民年金保険料のみの収納事務を取り扱っていた。」と回答しているところ、申立期間②から⑤までの前後の期間に係る保険料の大部分は、オンライン記録により、過年度納付されていることが確認でき、集金人が取り扱うことができず、申立人の納付方法の記憶は明確でない。

また、申立期間④のうちの平成14年4月及び申立期間⑤については、同年4月に国民年金保険料収納事務が市町村から国（社会保険事務所）に移管された以降の期間に該当することから、市役所及び市役所の集金人が国民年金保険料を収納することはできない。

さらに、申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「申立期間当時、A市役所で国民年金保険料を集金人が使い込んだという新聞記事を読んだ記憶がある。」と主張しているが、A市は、「当市においては、そのような事件の事実はありません。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は85万7,000円、申立期間②は73万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月26日

私は、申立期間にA社に勤務し、平成15年夏季賞与と同年冬季賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003夏支給控除」並びに元事業主等の供述により、申立人は、申立期間①において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、85万7,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が所持するA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された資料「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」並びに元事業主等の供述により、申立人に対する平成15年冬季賞与は73万5,000円であり、当該賞

与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、銀行から提出された申立人の「預金元帳」により、A社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に破産管財人から振り込まれたことが確認できるところ、当該振込額は、「2003 年冬季賞与明細書」の総支給額から社会保険料等を控除した額の差引支給額及び破産管財人から提出された「配当通知書」の配当金額と符合している。

また、複数の元同僚においても、上記の申立人と同様に、申立期間②に係る賞与が破産管財人から振り込まれていることから、A社において当該賞与は、申立期間②に支給されるものであったが、当時、未払いとなっていたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、73 万 5,000 円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、「社会保険に係る関係資料は所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月5日

私は、A社に勤務し、平成15年8月に賞与を支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、年金記録に反映されていないので、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された申立期間に係る資料「2003夏支給控除」、複数の元同僚から提出された「2003年夏季賞与明細書」及び税務署から提出された申立人の「平成15年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、その主張する標準賞与額(47万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は、「社会保険に係る関連資料は所在が不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から52年4月まで

私は、A県職員を退職した直後の昭和49年9月頃、B市役所のC連絡所で国民年金に任意加入する手続を行って以降、第3号被保険者となるまで、全ての国民年金保険料を納めているはずである。

私の国民年金任意加入被保険者資格取得日が昭和52年5月18日とされ、申立期間が国民年金に未加入の期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年4月27日に社会保険事務所（当時）からB市へ払い出された番号の一つであることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、同年5月18日に申立人が任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録、特殊台帳及びD町の国民年金被保険者名簿の記載内容と一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時は、被用者年金制度に加入する者の配偶者は国民年金の任意加入対象者とされていたところ、申立人の夫は申立期間の前後を通じて共済組合員であること、及び戸籍謄本により確認できる申立人の婚姻日は申立期間前の昭和49年3月*日であることから、申立人は、申立期間において国民年金の任意加入対象者であり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、52年5月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得した申立人が、それ以前の期間である申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から7年1月まで

私は、将来の年金受給額に影響するからとA町役場の担当者に言われ、兄から15万円をもらい、未納であった国民年金保険料15万円ないし16万円ほどを同町役場で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳により、平成9年3月7日に申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番され、昭和45年10月26日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間直後の平成7年2月から8年3月までの国民年金保険料(16万2,600円)は9年3月24日に過年度納付されているが、当該付番時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が平成9年1月の基礎年金番号導入前において国民年金に係る手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 5 月 31 日から 22 年 4 月 1 日まで
② 昭和 22 年 11 月 18 日から 24 年 4 月 1 日まで

私の父は、A社（現在は、B社）C工場及び同社のD市内の事業所に勤務していた。同社C工場に係る昭和19年6月1日から20年5月31日までの期間及び22年4月1日から同年11月18日までの期間の年金記録については、既に年金事務所で訂正してもらっているが、申立期間の年金記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、自身が所持する3通の軍事郵便はがきに基づき、当該期間当時、A社C工場に勤務していたと主張している。

しかし、上記のはがきに記載されている元同僚と思われる一人については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は記載されているものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①当時に於ける勤務状況について聴取することができない上、当該事業所において、当該期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有し、現在生存している21人に照会し、15人から回答を得たが、申立人を覚えている者はいないことから、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことを確認できない。

また、B社は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、

申立人は、当該事業所において昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立期間①の始期である 20 年 5 月 31 日に資格喪失していることが確認できるところ、当該記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の長男が、「小学校 4 年生ないし 5 年生の頃、申立人と一緒に何度か A 社の D 市内の事業所に行ったことがある。」と述べていることから、申立人は、当該期間において同社の D 市内の事業所に勤務していたと主張している。

しかし、B 社は、「当社の 100 年史によると、戦前に D 市内に工場があったことは確認できるが、詳細は分からない。」と回答している上、申立期間①と同様、申立期間②においても、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、不明であることから、申立人が当該期間において A 社の D 市内の事業所に勤務していたことを確認できない。

また、申立人の A 社 C 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、当該事業所において申立期間②の始期である昭和 22 年 11 月 18 日に被保険者資格を喪失しており、資格喪失原因は「退職」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。